

事業名	入札監視委員会費	財務コード (事業)	600301
-----	----------	---------------	--------

細事業名	入札監視委員会費
------	----------

担当部課室	県土整備 部 県土整備総務 課 契約 担当 (内線) 7071
-------	---------------------------------

I 事業の概要

実施期間	始期 H13 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 県が発注した工事に関する入札・契約 手続の運用状況等	その対象をどのような状態にして 入札・契約手続において公正性が確 保され、透明性の向上が図られている	結果、何に結びつけるのか 公共工事の入札及び契約の適正化の 促進
	事業の内容 ※主に 23年度 入札監視委員会の概要 委員数 5名(委員長 山梨大学教授 金子栄廣) 審議件数 年間28件(7件/1回×4回) 審議内容 1 県が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受ける。 2 県が発注した工事のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行う。 3 一般競争入札、公募型及び通常指名競争入札並びに随意契約における入札契約手続に係る再苦情処理を行う。 4 1及び2については、年4回会議を開催し審議する。		
根拠法令等	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、山梨県入札監視委員会設置要綱、山梨県入札監視委員会運営要領		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動 指標	入札監視委員会の開催	4回	4回	4回	4回	活動 指標 目標設定の考え方 国の入札監視委員会の運営を参考に、委員の負担や合理的な審議回数を考慮して設定。 データの出典等 開催実績
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	100.0 %				
成果 指標	成果指標達成率 (実績値/目標値)	%				成果 指標 目標設定の考え方 データの出典等
	決算額、予算額 (千円) うち一財額	314	299	436	422	
所要時間(直接分)	940 時間	940 時間	940 時間	940 時間		
所要時間(間接分)	時間	時間	時間	時間		
所要時間計	940 時間	940 時間	940 時間	940 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	1,900	1,900	1,900	1,900		

III これまでの事業の見直し・改善状況

--

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
	b	公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが必要であると、平成13年3月に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(国土交通省、総務省、財務省)に基づきこの委員会は設置されており、3ヶ月ごとに入札・契約した工事案件の中から、委員が無作為に抽出した案件について審議を行っており、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に寄与しており、意図した成果が上がっている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
無		

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	

見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。